第2編 基本構想

平成 27 年度(2015 年度)~平成 33 年度(2021 年度)



第1章 まちづくりの理念

まちづくりの理念は、「第1次総合計画」において以下のような根拠のもと策定されました。 第2次総合計画においてもこの理念を尊重し、継承することとします。

まちづくりの理念

豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまち

菊池市の豊かな自然環境や歴史を生かし、 人のやさしさでつくりあげる健康で活力のあるまちづくり

豊かな水と緑は菊池の資源の豊かさを表し、今日まで本地域を育んできた「光:太陽の光」に新市の夢や希望を重ね、それらがめぐり広がることを「光あふれる」と表し、歴史や文化を活用した健康で活力あるまちを「田園文化のまち」と表現しました。

このような理念の下、以下に示す3つのまちづくりの方向性を設定しました。

人々がつなぐ歴史や文化をまちづくりに活用

本地域は、南北朝時代は菊池一族の統治により、九州における政治の中心として栄え、地域内には多くの遺跡が残っています。また明治期には農業技術の改良によって「肥後農法」が確立された地域でもあります。これまでの歴史的背景や文化を継承するとともに、人々が、これから新たに築く歴史や文化をまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

人々が織りなすやさしさをまちづくりに活用

まちづくりに対する住民のニーズは多種多様化してきています。これらのニーズを満たすためには、自分以外への思いやり、やさしさを持つことが重要です。生活空間の形成においても、人々が織りなす思いやり、やさしさをまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

人々が生みだす活気をまちづくりに活用

本地域の農業は県下有数の農業生産高を誇り、高品質な農産物づくりが進められています。工業では数多くの企業が立地し、製造品出荷額では県下で上位に位置しています。さらに、豊かな資源を活かした商業・観光振興など多彩な取り組みがなされており、バランスのとれた魅力ある定住拠点として今後も発展が期待されています。このような特色ある活気をまちづくりに活用することを、新市のまちづくりの方向とします。

第2章 市の将来像と政策の体系

まちづくりの理念のもと、総合的な目標を市の将来像として定めました。 **市の将来像**

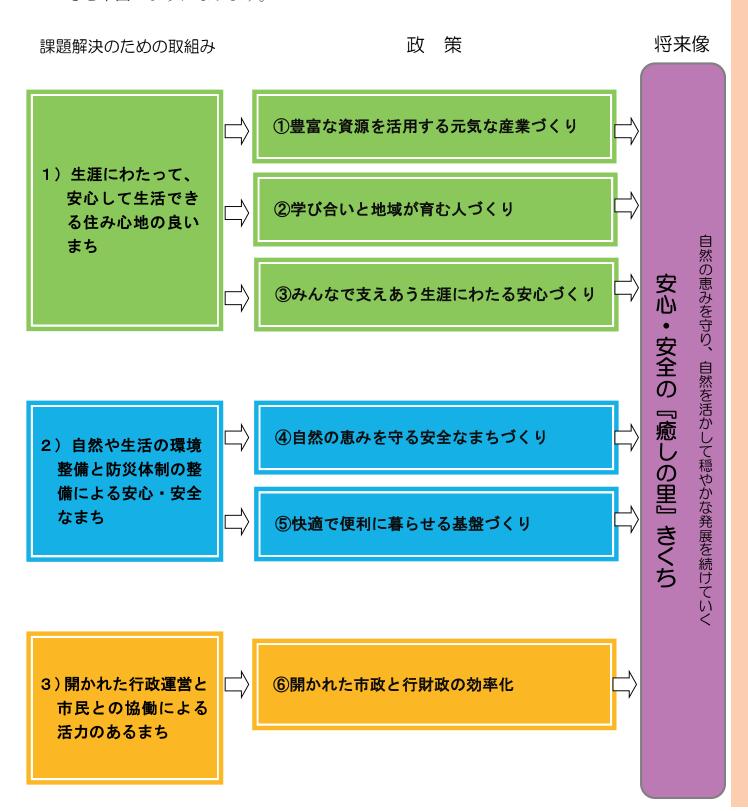
自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく

安心・安全の『癒しの里』きくち

市の将来像の実現に向けた取り組むべきことを、以下の6つの政策としました。

- 1) 生涯にわたって、安心して生活できる住み心地の良いまち
 - ① 豊富な資源を活用する元気な産業づくり(産業と経済) 菊池の特徴を活かした産業と観光を推進し、雇用や起業を促し、地域で安心 して就労できる環境整備に努めます。
 - ② 学び合いと地域が育む人づくり(教育と文化) 生涯における教育・学習環境を整備し、地域を愛する子どもを育て地域文化の継承に努めます。
 - ③ みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり(保健と福祉) 子どもからお年寄りまで健やかに安心して生活できるように、健康づくりと 医療体制及び福祉の充実に努めます。また、より一層の地域の支え合い活動 を推進します。
- 2) 自然や生活の環境整備と防災体制の整備による安心・安全なまち
 - ④ 自然の恵みを守る安全なまちづくり(自然環境と安全) 自然環境の保全により、自然が有する多面的機能を活かした防災に努めると 共に、災害を想定した地域の人的体制を確保するなど、安全なまちづくりに 努めます。
 - ⑤ 快適で便利に暮らせる基盤づくり(都市基盤と生活基盤) 快適なインフラ整備、便利な交通網整備などより、市民に対する生活環境整備と市外からの交流人口増加を図り、活気あるまちづくりに努めます。
- 3) 開かれた行政運営と市民との協働による活力のあるまち
 - ⑥ 開かれた市政と行財政の効率化(政策推進) 様々な政策を推進するうえでは、市民と行政の協働、市民の地域連携が必要 です。市民に開かれた行政を目指すと同時に、市民意見を反映させる手法・ 仕組みづくりに努めます。また、市民間での協働体制支援に努めます。

菊池市第2次総合計画において、将来像を実現するための政策を体系図に整理すると下図のようになります。



第3章 政策具体化に向けた取り組み

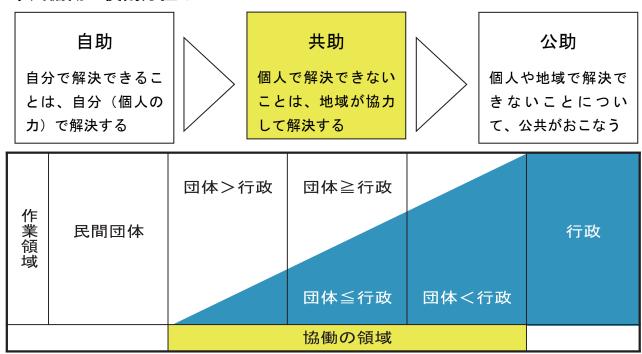
第1節 協働によるまちづくり

市の将来像の実現に向けた取り組むべき6つの政策で市民と行政の協働が必要です。 菊池市の推進する市民協働のあり方は、以下のような方針に基づきます。

市民協働とは

行政による市民目線の施策を実施する上で、「市民協働」の考え方が重要となります。市民のニーズが高度化、多様化すると同時に市民組織が近年活発に活動している一方で、行政は地域のコミュニティ機能の低下といった諸問題にきめ細かな対応がとりづらい状況にあります。そこで市民と行政がそれぞれの立場と特性を尊重しながら、自己の役割と果たすべき責務を認識し、協力し合いながら活動する「市民協働」を推進します。

市民協働の役割分担は



市民協働で取り組む主な対象(市民ワークショップによる意見収集結果)

〇 地域の交流促進

近隣の人と会う機会を増やし、文化を継承して、高齢になっても社会参加できる 環境づくり。

〇 地域基盤の維持

森林や里山を保全することや遊休地の活用、地区の防災体制を維持すること。

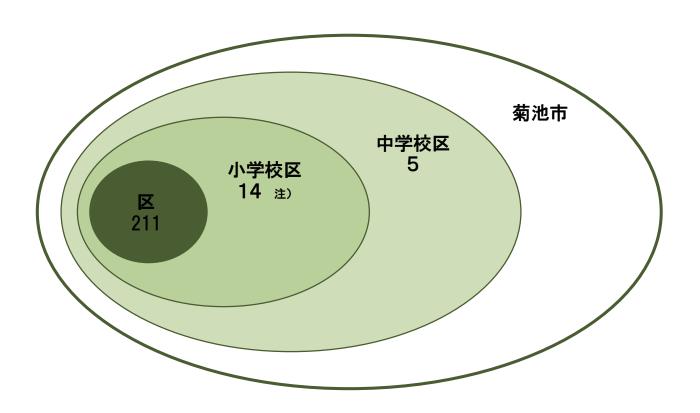
〇 菊池で暮らす価値の向上

市内の交通手段の確保、子育てができること、菊池の定住価値を高めること。

第2節 課題に応じた圏域のまとまり

1 市域内のコミュニティを単位としたまとまり

政策の実施においては、市民の意見を集約したり計画対象範囲を決定したりする上で、市域のどのレベルの範囲を原単位にするかが重要となります。市民の生活圏を基本としたまとまりの範囲には、下の図に示されるような階層をもった単位があります。



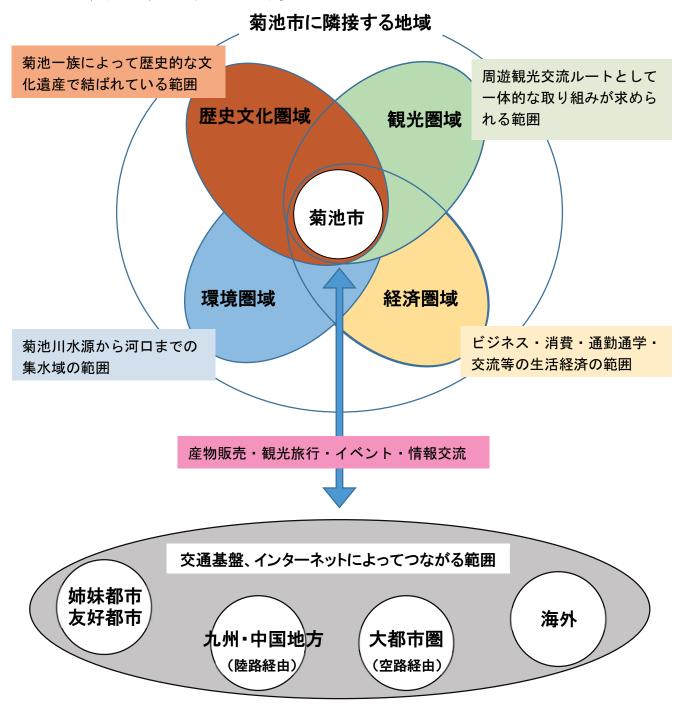
各施策の計画の原単位を決定するにあたりこのような単位を参考にして、市民 とその地域に合った取り組みを行います。

注)平成26年時点の小学校数は10校ですが、平成24年以前の14の校区が 地域のまとまりをあらわす範囲として適切と判断し、小学校区を14と記してい ます。

第3章 政策具体化に向けた取り組み

2 市域を越えた広域連携

菊池市の施策の対象には、市域外にあるもの、市域外の自治体や組織と連携すべきことが数多くあります。総合計画の計画対象範囲は市域内ですが、市域よりも大きなゾーンで計画の方向を空間的に整理しておくことも重要です。菊池市に隣接する地域にはひとまとまりの特性やテーマをもった「圏域」があります。4つの圏域を図化すると次のようになります。



菊池市の近隣にはないが、交通基盤によって空間的に結ばれている地域とインターネットに代表される通信ネットワークの範囲も近年施策に関係しているので、上図のように整理します。

基本構想

①歴史文化圏域

長い歴史の中で培われた文化や遺産は住民の誇りであると同時に地域のアイ デンティティにつながり、地域おこしや観光資源として活用されることが期待 されます。菊池市の歴史文化圏域は「菊池一族」に関係する歴史遺産や山鹿市 との鞠智城の国営化に向けた試みなど、市域内で完結せず周辺地域も含まれる ことになります。

2 観光圏域

菊池市を訪れる観光客が周遊する範囲を示しており、山鹿市、和水町、玉名市、 そして阿蘇の広大な圏域が該当します。観光資源の分布と利便機能や交通網が バランスよく整備されている必要があります。また景観や食など観光のテーマ に観光圏域全体で共通性があると、観光商品としての認知や価値が高まること になります。

3環境圏域

生活や産業に欠かせない水環境の影響が相互に及ぶ範囲を示しています。 菊池 市は有明海にそそぐ菊池川の源流の地であり、山鹿市、和水町、玉名市といっ た下流域と密接な関係があります。またゴミ処理等の環境保全を行うまとまり として合志市、大津町、菊陽町も広い意味で環境圏域の範囲といえます。

4)経済圏域

熊本都市圏のような通勤や通学、消費や交流の頻度が高い範囲に加えて、合志 市、菊陽町、大津町といった消防等の公共サービスの広域連携のパートナーと してふさわしい範囲を示しています。

⑤交通圏(交通基盤によってつながる範囲)

陸路や空路の交通手段を使えば世界中を示すことになりますが、実質的には陸 路経由で訪れる菊池市へのビジネスや観光は九州および中国地方、空路では東 京・大阪の大都市圏が主となります。空港・駅・インターチェンジへのアクセ ス性の向上施策が重要になります。

⑥通信ネットワーク圏(インターネットによってつながる範囲)

無制限のサイバー空間の範囲ですが、実質的にはアクセルできるサイト、交流 対象、検索にヒットする知名度によって圏域範囲が決まっていきます。施策業 務でネットの位置づけは高まり、事務省力化や産業活性、移住促進などサイト 運営と情報発信技術が重要になります。

第4章 癒しの里づくりに向けた土地利用の方針

土地利用は市域の均衡ある発展を目指し、緑豊かな自然環境との調和を基本に、社会的、経済的、歴史的、文化的諸条件などに配慮する必要があります。社会の構造的な変化や価値観の変化に伴って土地利用のあり方について考慮すべき点は、人口減少に伴う土地利用の維持や再編問題、熊本都市圏域からの影響、環境意識や景観意識の高まりから自然の維持保全の強化などが挙げられます。癒しの里づくりにむけた土地利用の方針としては、下に示す4つのゾーンに分けて方針を設定しました。

自然環境保全ゾーン

菊池渓谷などに代表される阿蘇くじゅう国立公園など豊かな自然環境を有する地域については、自然環境の保全や水源の涵養、災害の予防にとりくみ、同時に自然とのふれあう場としての活用を進めます。

農業振興ゾーン

菊池市の主幹産業である農業を支えるため、優良農地の保全やコミュニティを含む営農環境を維持し、農業 生産性の向上を図ります。

定住促進ゾーン

居住環境の改善やコミュニティの強化を推進します。 生活道路や身近な公園・緑地・上下水道など都市基盤 整備や、田園都市にふさわしい景観整備を進めます。

にぎわい交流ゾーン

個性ある商業機能や新たな都市機能集積を促進する とともに、既存施設の維持を図ることにより、市民が 交流するコンパクトな中心市街地の形成に努めます。

